

許可証の注意事項

兵庫県指令 東播(加健)第401-544号

許可証

氏名

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の規定により、
次のとおり許可します。

平成20年12月9日

兵庫県東播磨県民局長 大鳥 裕士

1. 営業の種類 飲食店営業
(露店)

2. 営業所の所在地 兵庫県下一円(ただし、神戸市、姫路市、
尼崎市及び西宮市を除く)

(名称)

3. 許可条件

(1) この許可の有効期限は **平成26年2月28日** までとします。
(2) 営業品目は、加熱調理するものに限り、ます。

30-063229

許可証の提出を頂いて、再提出をお願いした方は、2の所在地が丹波市を含んでいない、また調理(簡単な盛りつけも含む)が必要な場合は実店舗の営業許可では不可になりますのでご注意ください。
許可が必要な方が、許可を受けずに営業を行った場合、食品衛生法違反に問われる場合があります。
※店舗の営業許可とは別に屋外するための露店営業許可証が必要です。

出店の際には許可証が必要です。
許可証の発行に関することはこちら

丹波県民局丹波健康福祉事務所
〒669-3309
兵庫県丹波市柏原町柏原 688
電話 0795-73-3768